

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口			
						問合せ先(担当課)	特別出張所	オンライン	郵送
住民記録	転入された方	住民票(転入届) ※引越しをした日から14日以内に手続きをして下さい	・転出証明書(マイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用した転出届を届出済みの方は不要) ・求庁者の本人確認書類 ・委任状(本人または同一世帯員以外の方が届出する場合のみ) ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ・パスポート(国外からの転入の場合)	□	□	戸籍住民課 本庁舎1F 6番窓口 03-5744-1185	○	-	-
	印鑑登録する方	印鑑登録	①登録する印鑑 ②本人確認書類または区内で印鑑登録している方の保証書(申請書の保証人欄に署名、登録印の押印など) ③委任状(代理人が手続きする場合は必要) ※②を持参しない場合もしくは、③を持参した場合は、当日に手続き完了しません	□	□		○	-	-
保険	国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入の届出 ※国民健康保険の加入の手続きは、転入日から14日以内に世帯主が届出を行うこととされています	・世帯主と加入する方のマイナンバーを確認できる書類 ・求庁者の本人確認書類	□	□	国保年金課 本庁舎4F 11番窓口 03-5744-1210	○	-	○
	後期高齢者医療制度に加入している方	転入から1週間程度で郵送するため、手続きは不要です (ただし、障害認定により加入を希望される方は加入の手続きが必要となります)	・求庁者の本人確認書類 ・障害者手帳(加入を希望される方の)	□	□	国保年金課 本庁舎4F 25番窓口 03-5744-1608	-	-	-
国民年金	厚生年金からの切り替え、配偶者扶養からの離脱、海外からの転入者の方	国民年金第1号被保険者の加入の手続き	・厚生年金保険等を喪失したことが証明できるもの(資格喪失証明書) ・求庁者の本人確認書類 ・加入する方の基礎年金番号を明らかにできる書類(基礎年金番号通知書や年金手帳等)	□	□	国保年金課 本庁舎3F 12番窓口 03-5744-1214	○	○	○
	受給している方で、日本年金機構にマイナンバーが登録されていない方 ※日本年金機構にマイナンバーを登録している方は手続き不要です	住所変更・氏名変更等の手続き	問合せ先へ確認下さい		□	□	日本年金機構大田年金事務所 03-3733-4141	-	-
介護保険	転入前の要介護(要支援)認定を引き継ぎたい方	住所移転後の要介護・要支援認定申請 ※転入した日から14日以内に要介護(要支援)認定の申請をする と、転入前の区市町村で受けた認定結果を引き継ぐことができます	・求庁者の本人確認書類 ・前住所地で交付された受給資格証明書(用意がなくても申請は可能です) ・40歳～64歳の方は医療保険の被保険者証	□	□	介護保険課 本庁舎3F 13番窓口 03-5744-1478	-	○	○
	転入された方	住所変更・氏名変更等の手続き	・身体障害者手帳 ・マイナンバーを確認できる書類	□	□	障害福祉課 本庁舎1F 11番窓口 03-5744-1251 各地域福祉課 (身体障害者支援)	-	-	-
要の手帳(療育手帳)	都内から転入された方 ※なお、保護者を必要としなくなった時または保護者を変更したときも同様の手続きが必要が必要です	住所変更・氏名変更等の手続き	・療育手帳(要の手帳) ・マイナンバーを確認できる書類	□	□	各地域福祉課 (知的障害者支援)	-	-	-
	都外から転入された方 ※新たに申請が必要です	詳細は、右記にお問い合わせください。		□	□	<18歳未満> 東京都品川児童相談所 03-3474-5442 <18歳以上> 東京都心身障害者福祉センター 03-3235-2966	-	-	-
マル降受給者証	都内から転入された方 ※交付状況連絡票を持参して手続きして下さい	転入による新規申請等	・身体障害者手帳、要の手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・健康保険証 ・マイナンバーを確認できる書類(20歳未満の場合、対象者及び対象者が加入している健康保険の被保険者のもの)	□	□	障害福祉課 本庁舎1F 11番窓口 03-5744-1251	-	-	-
	都外から転入された方	転入による新規申請等	問合せ先へ確認下さい	□	□	各地域福祉課 (身体障害者支援) (知的障害者支援) (医療費助成)	-	-	-
精神障害者保健福祉手帳	都内から転入された方	住所変更・氏名変更等の手続き	・精神障害者保健福祉手帳 ・新しい住所・氏名が確認できるもの	□	□		-	-	-
	都外から転入された方	住所変更・氏名変更等の手続き	・写真(縦4cm×横3cm、無帽、上半身、真正面) ※申請前1年以内に撮影したもので、裏面に氏名と生年月日を必ず記入してください。 ・精神障害者保健福祉手帳の写し ・マイナンバーを確認できる書類 ・本人確認書類 ・新しい住所・氏名が確認できるもの	□	□		-	-	-
自立支援医療(精神通院)	都内から転入された方	住所変更・氏名変更等の手続き	・新しい住所・氏名が確認できるもの ・自立支援(精神通院)医療受給者証 ・健康保険証の写し ・マイナンバーを確認できる書類 ・本人確認書類 ※住所・氏名の他に変更がある場合は問い合わせ先へ確認ください。	□	□		-	-	-
	都外から転入された方	住所変更・氏名変更等の手続き	①健康保険証の写し(国保、国保組合、後期高齢の場合は世帯内の同一保険加入者全員分) ②自立支援(精神通院)医療受給者証 ③マイナンバーを確認できる書類 ④本人確認書類 ⑤新しい住所・氏名が確認できるもの ⑥健康保険や世帯員に変更がある場合 ・健康保険が被扶養で被保険者が大田区外課税者の場合 当被保険者の区市町村民税額が確認できる書類かマイナンバーを確認できる書類 ・上記①か②の同一保険加入者に大田区外課税者がいる場合 当加入者の区市町村民税額が確認できる書類かマイナンバーを確認できる書類	□	□	各地域福祉課 (医療費助成)	-	-	-
難病医療費の助成	都内から転入された方	住所変更・氏名変更等の手続き	・特定医療費受給者証またはマル都医療券 ・マイナンバーを確認できる書類 ・本人確認書類 ・氏名変更がある場合は、氏名変更を確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカード、住民票等) ※住所・氏名の他に変更がある場合は問い合わせ先へ確認ください。	□	□		-	-	-
	都外から転入された方	住所変更・氏名変更等の手続き	・特定医療費受給者証 ・保険証(国保、国保組合、後期高齢の場合は世帯内の同一保険加入者全員分) ・70～74歳の方：高齢受給者証 ・マイナンバーを確認できる書類：本人分の他、健康保険が被扶養の場合は被保険者分、国保、国保組合、後期高齢の場合は世帯内の同一保険加入者全員分 ・本人確認書類 ・国保組合加入者で健康保険に変更がある場合は本人分及び世帯内の同一保険加入者全員の課税(非課税)証明書 ・社保加入者で健康保険に変更があり、被保険者が非課税の場合は非課税証明書(患者が社保被扶養の場合は、被保険者分及び世帯内本人分の課税(非課税)証明書)	□	□		-	-	-

子ども	転入された新小学1年生～中学3年生の方	就学関係手続	<ul style="list-style-type: none"> <国内転入の方> ・転入手続の際に発行される就学指定通知書（前の学校が発行した学証明書等） ・大田区立以外の小学校を卒業予定の新中学1年生は、学務課にご相談ください。 <国外転入の方> ・転入手続の際に発行される編入学連絡票 ・パスポート 	□	□	<ul style="list-style-type: none"> <国内転入の方> 指定された学校 <国外転入の方> 学務課 ニッセイアロマスクエア5F 03-5744-1429 	-	-	-
	児童手当を申請する方	児童手当の申請 ※前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に申請をして下さい	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当・特例給付認定請求書（新規）または額改定請求書・額改定届（増額・減額） ・申請者（生計中心者）名義の普通預金口座がわかるもの（公金受取口座希望の方は不要） ・来庁者の本人確認書類（郵送の場合は写し） ・申請者、配偶者のマイナンバーを確認できる書類 ※上記に加え申請者と児童の住所が異なる場合、児童手当・特例給付別居監護申立書（児童のマイナンバーが必要） 	□	□	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課 本庁舎3F 23番窓口 03-5744-1275 	○	○	○
	乳・子・青 医療証を申請する方	乳・子・青 医療証の申請 ※新規の申請をして下さい	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児または児童の健康保険証の写し（後日提出可） ・本人確認書類 ※住民票の反映状況にもよりますが、子育て支援課の窓口のみ、すべての書類が揃っていない場合は即日発行できません。 それ以外の場合は、申請後1週間程度でご自宅へ郵送します 	□	□		○	○	○
	親 医療証を申請する方	親 医療証の申請 ※新規の申請をして下さい	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び対象児童の健康保険証 ・申請者及び対象児童の戸籍謄本 ・支給事由に該当することがわかる公的証明書（証明書が外国の公的機関の発行した日本語以外の場合は、申請者と利害関係のない第三者が訳した日本語訳文と訳文に「訳文を作成した年月日、訳した人の住所、氏名、押印」の記載が必要です） ・児童扶養手当証書（児童扶養手当受給者のみ） ・マイナンバーを確認できる書類及び本人確認書類 ※証明書は発行した日から1か月以内のものをご用意下さい 上記以外にも資格審査上、別途書類等をご用意いただく場合があります 	□	□		-	-	-
	児童育成手当を申請する方	児童育成手当の申請 ※新規の申請をして下さい	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び対象児童の戸籍謄本 ・支給事由に該当することがわかる公的証明書（証明書が外国の公的機関の発行した日本語以外の場合は、申請者と利害関係のない第三者が訳した日本語訳文と訳文に「訳文を作成した年月日、訳した人の住所、氏名、押印」の記載が必要です） ・申請者名義の金融機関（普通預金口座）の通帳またはキャッシュカード（マイナンバーに登録のある公金受取口座を希望する場合は、通帳等の持参は不要のため、その旨申請時に申出下さい） ・マイナンバーを確認できる書類及び本人確認書類 ※証明書は発行した日から1か月以内のものをご用意下さい 上記以外にも資格審査上、別途書類等をご用意いただく場合があります 	□	□		-	-	-
	児童扶養手当を申請する方	児童扶養手当の申請 ※住所変更の手続きをして下さい	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び対象児童の戸籍謄本（大田区が発行する戸籍謄本は、発行手数料は無料） ・申請者が児童の父または母でない場合は、児童の父母の戸籍謄本 ・支給事由に該当することがわかる公的証明書（証明書が外国の公的機関の発行した日本語以外の場合は、申請者と利害関係のない第三者が訳した日本語訳文と訳文に「訳文を作成した年月日、訳した人の住所、氏名、押印」の記載が必要です） ・申請者名義の金融機関（普通預金口座）の通帳またはキャッシュカード（マイナンバーに登録のある公金受取口座を希望する場合は、通帳等の持参は不要のため、その旨申請時に申出下さい） ・マイナンバーを確認できる書類及び本人確認書類 ※証明書は発行した日から1か月以内のものをご用意下さい 上記以外にも資格審査上、別途書類等をご用意いただく場合があります 	□	□	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課 本庁舎3F 24番窓口 03-5744-1274 	-	-	-
	特別児童扶養手当を申請する方	特別児童扶養手当の申請 ※住所変更の手続きをして下さい	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び対象児童の戸籍謄本（大田区が発行する戸籍謄本は、発行手数料は無料） ・障害児の障害の程度を明らかにする特別児童扶養手当認定診断書（診断日が提出月またはその前月中のもの）、身体障害者手帳、愛の手帳（「身体障害者手帳（内部障害以外）1級、2級、3級（下肢障害は4級の一部を含む）」、「愛の手帳1度、2度」の方は、診断書を省略できる場合があります）、「身体障害者手帳（内部障害）」、「愛の手帳3度、4度」の方は診断書が必要となります ・申請者名義の金融機関（普通預金口座）の通帳又はキャッシュカード（マイナンバーに登録のある公金受取口座を希望する場合は、通帳等の持参は不要のため、申請時にその旨申出下さい） ・マイナンバーを確認できる書類及び本人確認書類 ※証明書は発行した日から1か月以内のものをご用意下さい 	□	□		-	-	-
	妊婦の方	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦健診受診票 都外自治体から転入の方：大田区発行の受診票の交付 都内自治体から転入の方：お持ちの受診票が使えます ○妊婦歯科健診受診券の交付 ※母子健康手帳は継続してお使いください 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳 ・前住所地で交付された受診票類 	□	□		○	-	-
	就学前の乳幼児のいる世帯の方	幼児歯科健診受診券の交付	・母子健康手帳	□	□	各地域健康課	-	-	-
	未熟児養育医療（養育医療）を受給中の方	大田区での未熟児養育医療（養育医療）の申請	問合せ先へご確認ください	□	□		-	-	-
自立支援医療（育成医療）を受給中の方	大田区での自立支援医療（育成医療）の申請	問合せ先へご確認ください	□	□		-	-	-	
小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方	小児慢性特定疾病医療受給者証の住所変更	問合せ先へご確認ください	□	□		-	-	-	
予防接種	転入されて乳幼児等定期予防接種予診票を受け取っていない方	お子さんの予防接種予診票の交付申請	・母子健康手帳	□	□	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策課 本庁舎6階 13番窓口 03-4446-2643 	-	○	-
	転入されて高齢者定期予防接種予診票を受け取っていない方	予防接種予診票の交付申請	・本人確認書類	□	□	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策課 本庁舎6階 13番窓口 03-4446-2643 	-	○	-
税	原動機付自転車や小型特殊自動車を所有している方	原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（フォークリフト、農耕作業用自動車など） ※登録手続きをしてください。	詳細は大田区HPまたは問合せ先へご確認ください	□	□	<ul style="list-style-type: none"> 課税課 本庁舎4F 21番窓口 03-5744-1192 	-	-	-
ペット	犬を飼っている方	飼い犬の登録の変更 ※右の「必要なもの」に従い住所変更の手続きをして下さい	<ul style="list-style-type: none"> <マイクログリップ情報登録を行っている方> ・環境大臣指定登録機関のオンライン申請サイトから手続きをして下さい <マイクログリップ情報登録を行っていない方> ・前住所地の区市町村で交付された犬鑑札を持参のうえ問合せ先の窓口で手続きをして下さい 	□	□	<ul style="list-style-type: none"> 生活衛生課（問合せ） 03-5764-0670 各地域健康課（手続き） 	-	○	-

※本人確認書類は、手続きによって1点2点の要件が異なります。ご不安の場合はあらかじめHPまたは、問合せ先にご確認ください。
 ※マイナンバーを確認できる書類は、マイナンバーカード・マイナンバーの記載がある住民票（又は住民票記載事項証明書）・通知カード（通知カードは廃止されました。廃止後も通知カードに記載されている氏名、住所、生年月日が住民票と一致している場合は、引き続き番号確認書類として使用できます。）

※各地域福祉課 大森地域福祉課（大田区大森西一丁目12番1号）（身体障害者支援）03-5764-0657（知的障害者支援）03-5764-0710（医療費助成）03-5764-0696
 調布地域福祉課（大田区雪谷大塚町4番6号）（身体障害者支援）03-3726-2181（知的障害者支援）03-3726-6032（医療費助成）03-3726-4139
 蒲田地域福祉課（大田区蒲田本町二丁目1番1号）（身体障害者支援）03-5713-1504（知的障害者支援）03-5713-1507（医療費助成）03-5713-1383
 稲谷・羽田地域福祉課（大田区東稲谷一丁目21番15号）（身体障害者支援）03-3743-4281（知的障害者支援）03-3741-6526（医療費助成）03-3741-6682

※各地域健康課 大森地域健康課（大田区大森西一丁目12番1号）03-5764-0661
 調布地域健康課（大田区雪谷大塚町4番6号）03-3726-4145
 蒲田地域健康課（大田区蒲田本町二丁目1番1号）03-5713-1701
 稲谷・羽田地域健康課（大田区東稲谷一丁目21番15号）03-3743-4161